

四日市市告示第 2 1 0 号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 4 月 1 日

四日市市長 田中 俊行

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 5 条第 1 項の都道府県耐震改修促進計画及び同法第 6 条第 1 項の市町村耐震改修促進計画に基づき、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、耐震診断を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和 57 年四日市市規則第 11 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

技術指針事項（耐震改修促進法第 12 条第 1 項に規定する技術指針事項をいう。以下同じ。）に基づき実施する耐震診断をいう。

(2) 耐震診断義務化道路

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第二号の規定により三重県耐震改修促進計画に記載された道路をいう。

(3) 通行障害既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。

(4) 耐震診断義務化沿道建築物

耐震改修促進法第 7 条第二号に規定する要安全確認計画記載建築物として、その敷地が耐震診断義務化道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物で昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物をいう。

(5) 対象建築物

耐震診断義務化沿道建築物のうち、次の要件を全て満たすものをいう。

ア 建築基準法令の規定（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による建築基準法令の規定をいう。以下同じ。）に違反していないもの（耐震関係規定（耐震改修促進法第 5 条第 3 項第一号の規定による耐震関係規定をいう。）以外の建築基準法令の規定に違反がある場合は、違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む。）

イ 耐震診断が実施されていないもの又は耐震診断の結果が不明であるもの

ウ 国、地方公共団体その他これらに類するもの以外が所有するもの

エ 四日市市木造住宅耐震診断事業実施要綱第 3 条に規定する木造住宅以外のもの

(補助対象)

第 3 条 補助対象は、四日市市内に所在する対象建築物のうち所有者が、平成 33 年 3 月 31 日までに耐震改修促進法施行規則第 5 条第 1 項各号のいずれかに掲げる者に行わせ

る耐震診断とする。

- 2 前項の耐震診断は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録する耐震判定委員会が耐震診断について、技術指針事項の一部（平成18年国土交通省告示第184号別添第1第1号又は第2号をいう。）に基づき判定したものでなければならない。

（補助金の額）

第4条 耐震診断に係る1棟当たりの補助金の額は、耐震診断に要する費用の6分の5以内とする。

- 2 前項で定める耐震診断に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,540,000円を限度として加算することができる。

ア 面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内

イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内

ウ 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内

- 3 前項で定める補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請及び決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

（計画の変更等）

第6条 申請者は、交付決定後に申請内容を変更するときは、あらかじめ耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助事業計画変更承認申請書（第3号様式）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助事業計画変更承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 申請者が、耐震診断の中止又は廃止をしようとする場合は、耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助事業計画廃止（中止）届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第8条 申請者は、当該耐震診断が完了したときは、耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助事業完了実績報告書（第6号様式）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

ならない。なお、本報告書の提出期限は、耐震診断が完了したときから起算して30日を経過した日又は事業の完了の日が属する会計年度の2月末日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、第8条の規定による実績報告書を受理した場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助事業費補助金交付確定通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の確定通知を受けたときは、すみやかに耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金支払請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- (3) その他補助金の使用が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第13条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補助金の評価)

第14条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(危機管理監 危機管理室)

年 月 日

四日市市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付申請書

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、耐震診断を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 耐震診断見積書（補助対象部分と対象外部分を明確にしたもの）
- (4) 耐震診断を行う者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類の写し
- (5) その他、市長が必要と認める書類

別紙1（第5条第1項、第6条第1項関係）

事業計画書（当初・変更）

1. 対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者）

--

2. 対象建築物の概要

名称	
対象建築物の住所	〒 ー 三重県四日市市
用途	
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ床面積	m ²
建築年月日	年 月頃着工

3. 事業に要する経費

項 目	金額欄
①実際に耐震診断に要する費用	円
②耐震診断に要する費用の上限額※	円
③補助限度額【①と②の低い方】	円
④補助申請額	円

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

※耐震診断に要する費用の上限額の算出について

対象建築物	耐震診断に要する費用の上限額
2,000 m ² 超の建築物	対象建築物の延べ床面積×1,030 円/m ² +154 万円 _(※)
1,000 m ² 超～2,000 m ² 以下の建築物	対象建築物の延べ床面積×1,540 円/m ² +52 万円 _(※)
1,000 m ² 以下の建築物	対象建築物の延べ床面積×2,060 円/m ² _(※)

※ 設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,540,000 円を限度として加算することができる。

4. 事業期間（予定日）

事業着手	年 月 日頃
完了	年 月頃

5. 診断者

診断者氏名	
診断者住所	
電話番号	ー ー
資格	() 建築士 () 登録 第 号 事務所名 () () 知事登録 第 号
講習会修了番号	

別紙2（第5条第1項、第6条第1項関係）

収支予算書（当初・変更）

収入の部

区 分	金 額	備 考
四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金 耐震対策緊急促進事業補助金 自己資金 借入金 その他		
合 計		

支出の部

事業区分	金 額	備 考
現地調査費 地盤調査や建築物に付属する擁壁の耐震診断に要する費用 構造計算、構造図面復元等に要する費用 耐震判定委員会による判定に要する費用		
合 計		

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の対象建築物に関する耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 対象建築物の名称
- 3 対象建築物の所在地 四日市市
- 4 その他 補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理してください。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了5年間は保管してください。

年 月 日

四日市市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた耐震診断義務化沿道建築物耐震診断計画を下記のとおり変更したいので、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱第6条第1項の基準に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地 四日市市
- 3 変更事項
 - (1) 補助金額の変更
 - (2) その他

関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 耐震診断見積書（変更箇所を示したもので、補助対象部分と対象外部分を明確にしたもの）
- (4) 変更前の耐震診断契約書の写し
- (5) その他変更内容が判断できる書類

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、下記の対象建築物に関する耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助事業計画変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地 四日市市
- 3 変更後の補助金交付決定額 円
- 4 その他

年 月 日

四日市市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助事業計画廃止（中止）届

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた耐震診断義務化沿道建築物耐震診断計画について、下記のとおり廃止（中止）したいので、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱第7条の規定により、届け出ます。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地 四日市市
- 3 廃止（中止）の理由

四日市市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助事業完了実績報告書

平成 年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた耐震診断義務化沿道建築物耐震診断計画について、下記のとおり計画が完了したので、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、報告します。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地 四日市市
- 3 完了の年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 対象建築物の事業実施報告書（別紙1）
 - (2) 耐震診断結果報告書（別紙2）
 - (3) 耐震診断契約書及び領収書の写し
 - (4) 耐震診断書の写し
 - (5) 耐震判定委員会による耐震判定書の写し
 - (6) その他、市長が必要と認める書類

別紙1（第8条関係）

対象建築物の事業実施報告書

1. 対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者）

--

2. 対象建築物の概要

名称	
対象建築物の住所	〒 ー 三重県四日市市
用途	
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ床面積	m ²
建築年月日	年 月頃着工

3. 事業に要する経費

項 目	金額欄
①実際に耐震診断に要する費用（実績額）	円
②耐震診断に要する費用の上限額※	円
③補助限度額【①と②の低い方】	円
④補助申請額	円

※耐震診断に要する費用の上限額の算出について

対象建築物	耐震診断に要する費用の上限額
2,000 m ² 超の建築物	対象建築物の延べ床面積×1,030 円/m ² +154 万円 _(※)
1,000 m ² 超～2,000 m ² 以下の建築物	対象建築物の延べ床面積×1,540 円/m ² +52 万円 _(※)
1,000 m ² 以下の建築物	対象建築物の延べ床面積×2,060 円/m ² _(※)

※ 設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,540,000円を限度として加算することができる。

4. 事業期間

事業着手	年 月 日
完了	年 月 日

5. 今後の予定

耐震補強設計	予定期間	年 月 日～	年 月 日
	耐震補強設計に要する費用		千円（概算）
耐震改修	予定期間	年 月 日～	年 月 日
	耐震改修に要する費用		千円（概算）

耐震診断結果報告書

1. 耐震診断者の概要

診断者氏名	
診断者住所	
電話番号	— —
資格	() 建築士 () 登録 第 号
	事務所名 () () 知事登録 第 号
講習会修了番号	

2. 診断年月日

診断年月日	年 月 日
-------	-------

3. 耐震診断の方針

--

4. 耐震診断結果の概要

--

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地 四日市市
- 3 交付決定額 円
- 4 交付確定額 円

四日市市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金支払請求書

四日市市耐震診断義務化沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地 四日市市
- 3 支払い請求額 円
- 4 振込先

振込先金融機関名	金融機関名	銀行 本店(所)
		農協 本店・支店
		漁協
	預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	